

1 趣旨

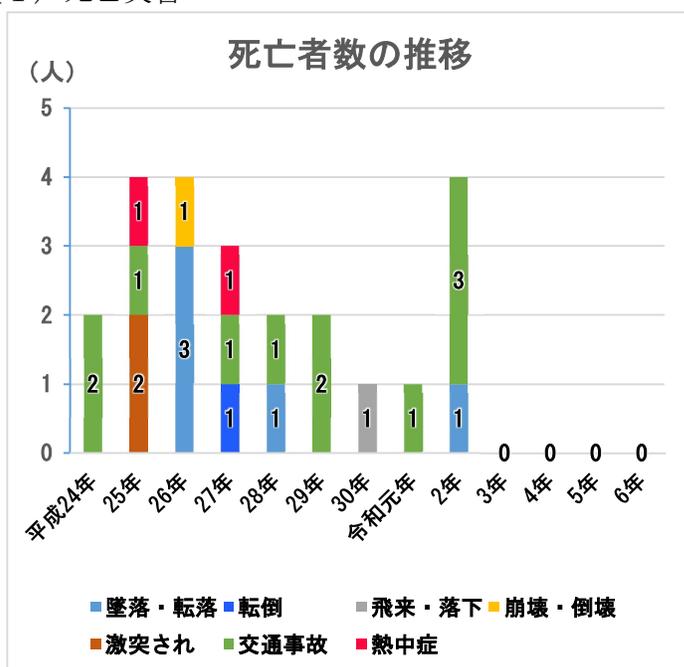
三重県内の労働災害防止対策については、「三重労働局第14次労働災害防止計画〔令和5年4月～令和10年3月〕」（以下「14次防」という。）において、「死亡災害ゼロ」と「死傷者数2,000人未満」を目標に「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を展開しているが、令和6年の労働災害（令和7年2月末現在）は、死亡者数15人（対前年比4人増、36.4%増）、死傷者数2,298人（前年同期比9人増、0.4%増）と現状では、目標達成に向け大きく減少させなければならない。これを踏まえ、令和7年は14次防3年目となり、目標達成に向け、令和7年「死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」を県内に広く展開することとしている。

当署においても、松阪労働基準監督署第14次労働災害防止計画を定め、「死亡災害ゼロ」及び「死傷者数240人未満」の達成を目標に「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気」の各種取組を展開している。当署における令和6年の労働災害（令和7年2月末現在）は、死亡者数0人（前年同期比0人減）、死傷者数241人（前年同期比15人減、6%減）と、死亡災害については目標達成が見込まれ、死傷災害についても前年より減少が見込まれる。しかしながら、目標とする死傷者数240人未満の達成はならなかった。

よって、当署が目標とする「死亡災害ゼロ」及び「死傷者数240人未満」を達成すべく、引き続き、「死亡災害ゼロ・アンダー240松阪&多気推進運動」の各種取組を展開する。

2 災害動向

(1) 死亡災害

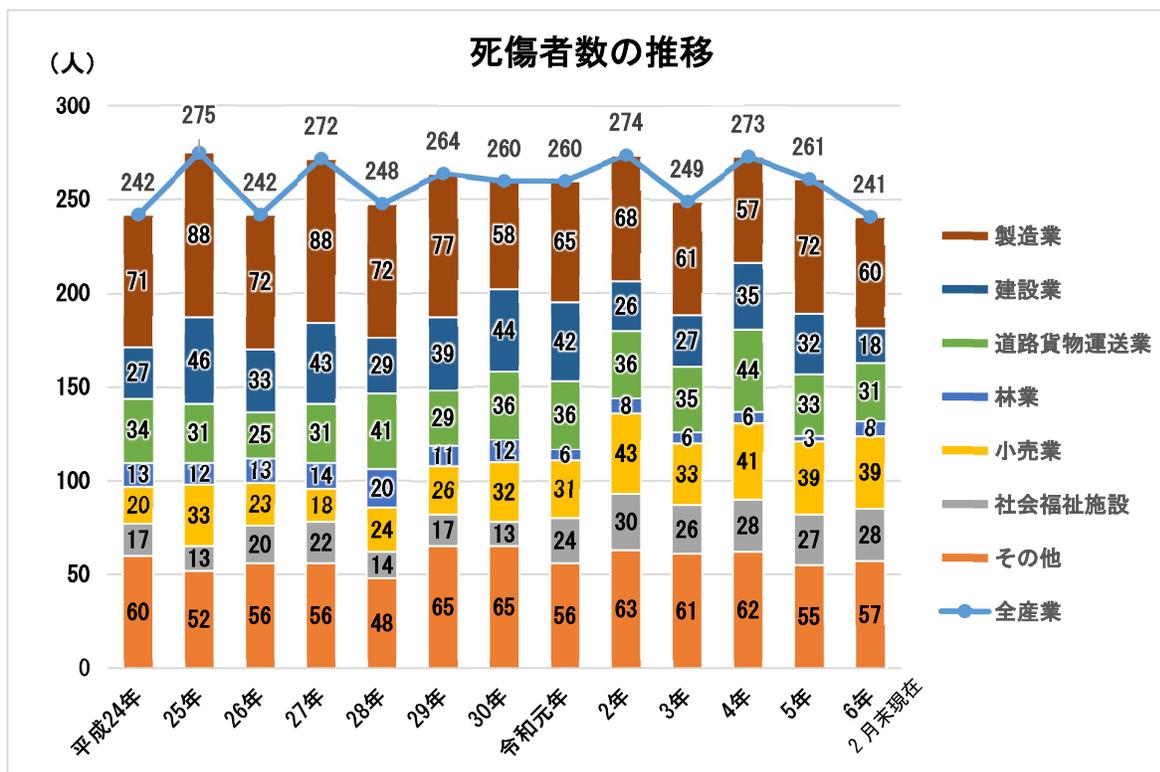


令和6年は、死亡者数0人でした。令和3年から死亡者数0人が続いており、4年連続は現管轄となって以来、初です。

しかしながら、令和6年で労働災害とはならなかったものの、一人親方の窓からの墜落で1人、個人事業主の橋上からの墜落で1人、他署管轄の作業中の階段からの転落で1人死亡しています。

その他、死亡には至らなかったものの、フォークリフトでの激突で重傷となった災害も発生しています。

(2) 死傷災害



令和6年（令和7年2月末現在）は、全産業の合計では、前年同期より労働災害が減少している一方で、道路貨物運送業では増加し、小売業、社会福祉施設では、前年と同程度で減少には至っていません。詳細は、以下のとおりです。

製造業では58人と、前年より12人（17%）減少していますが、重大災害につながりやすい機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）が依然として多数発生しています。

建設業では18人と、前年より13人（42%）減少していますが、墜落による重大な災害が発生しています。

林業では8人と、前年より5人（166%）増加しています。全国的には他業種に比べ災害発生率が高くなっています。

道路貨物運送業では31人と、前年より2人（4%）減少しています。荷台からの墜落・転落防止対策が最も多く、次いで、転倒災害、動作の反動・無理な動作による災害が多くなっています。

第三次産業のうち、小売業では39人と前年と同数となっています。社会福祉施設については28人と前年より1人（4%）増加となっています。小売業及び社会福祉施設ともに、転倒災害が最も多い事故の型となっており、通路や作業床が濡れたため滑ることでの転倒や、床に置かれた物につまずいて転倒するという災害が多く発生しています。

3 重点事項

(1) 重点災害

- ア 行動災害（転倒、腰痛等）
- イ 墜落・転落災害
- ウ 機械災害（はさまれ・巻き込まれ、切れ・こすれ災害）
- エ 高齢者の災害
- オ 熱中症災害

(2) 重点業種及び重点取り組み事項

製 造 業	リスクアセスメントの実施によるリスク低減
建 設 業	三大災害防止のためのリスクアセスメントの実施
道路貨物運送業	荷役災害防止のためのガイドラインに基づく措置の実施、 交通労働災害のためのガイドラインに基づく措置の実施
林 業	伐木作業の安全ガイドラインに基づく措置の実施
小 売 業	転倒災害対策（ハード・ソフト両面）の実施
社会福祉施設	ノーリフトケアの導入、転倒災害対策の実施

(3) 業種横断

高齢労働者の労働災害防止 対策	エイジフレンドリーガイドラインに基づく措置の 実施
未熟練労働者の労働災害防止 対策	安全衛生教育の確実な実施
熱中症予防対策の実施	熱中症予防対策基本要綱に基づく措置の実 施

5 目標値

(1) 死亡者数 0人

(2) 死傷者数

全 産 業	240 人未満		
製 造 業	59 人未満	林 業	4 人未満
建 設 業	18 人未満	小 売 業	39 人未満
道路貨物運送業	30 人未満	社会福祉施設	28 人未満

6 事業者の実施事項

- (1) 年間安全衛生管理計画に基づく安全衛生活動の実施
- (2) 全国安全週間、全国労働衛生週間における大会等のイベント開催
- (3) 安全衛生教育内容の充実、教育実施者のスキルの向上、事業場外資源の活用
- (4) 三重労働局、松阪労働基準監督署や労働災害防止団体の実施する大会や研修会への積極的な参加

- (5) 転倒災害や腰痛災害等の行動災害防止のための設備の改善、スキルや体力の維持向上
- (6) SAFE コンソーシアムへの加盟
- (7) エイジフレンドリーガイドラインや熱中症予防基本対策要綱等、各種ガイドラインに基づく対策

6 松阪労働基準監督署の実施事項

三重労働局「死亡災害ゼロ・アンダー2,000 みえ推進運動」の実施事項に基づき推進を図るとともに、特に以下の事項を重点として推進する。

- (1) 各種啓発用資料の作成及び配布
- (2) 「はたらくひと」のイラスト募集等による啓発
- (3) 「行動災害防止研修会」の開催
- (4) 10月10日「転倒予防の日」における転倒災害防止対策の啓発
- (5) 新入者安全衛生教育推進による未熟練労働者対策の啓発
- (6) 墜落災害防止強調月間（7月、12月）における墜落災害防止対策の啓発
- (7) 「STOP！熱中症のクールワークキャンペーン」周知及び啓発
- (8) 業種別労働災害防止団体等との連携
- (9) 公共工事発注機関等との連携
- (10) 管内4市町（松阪市・多気郡）との連携
- (11) 松阪・多気地区製造業安全衛生協議会との連携
- (12) マスコミ、各種団体広報誌等への広報